第７次医療計画における既存病床数の修正について（報告）

資料７

第52回大阪府 医療審議会 資料1-2

１．既存病床数の定義

（医療法施行規則第３０条の３３、同規則附則第４８条及び平成１８年法律８４号附則第３条）

* 病院の一般病床及び療養病床
* 有床診療所の一般病床(平成１９年１月１日以後に使用許可を受けたものに限る)及び療養病床
* 介護老人施設又は介護医療院については、平成３６年３月３１日までの間、療養病床の既存病床数に算定（病院又は診療所の療養病床を転換した場合に限る)
* 職域病院等の病床は、部外者が利用している部分を除き、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算定しない

２．修正が必要となった要因

　　有床診療所の一般病床については「平成１９年１月１日以後に使用許可を受けたものに限る」べきところ、第７次医療計画で示した既存病床数においては、当該基準日より前に使用許可を受けた病床も含めていたことが判明

３．正誤表（医療計画64項　図表3-1-1）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 二次医療圏 | 基準病床数 | 【正】  既存病床数 | 【誤】  既存病床数 | 差  （「正」－「誤」） |
| 豊能 | ６，７１１ | ９，００９ | ９，１９４ | △１８５ |
| 三島 | ４，７４５ | ６，５０２ | ６，６３６ | △１３４ |
| 北河内 | ８，３４２ | ９，５８４ | ９，９４０ | △３５６ |
| 中河内 | ４，５３４ | ５，８０４ | ５，８９３ | △８９ |
| 南河内 | ４，０９７ | ６，５６７ | ６，６６５ | △９８ |
| 堺市 | ５，６９５ | ９，３３８ | ９，４９６ | △１５８ |
| 泉州 | ４，８４７ | ８，７６６ | ８，９１８ | △１５２ |
| 大阪市 | ２１，９１９ | ３１，７６８ | ３２，２６４ | △４９６ |
| 合計 | ６０，８９０ | ８７，３３８ | ８９，００６ | △１，６６８ |

（参考）基準病床数

「一般病床の基準病床数」

((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別一般病床退院率の総和)×（平均在院日数）＋（流入入院患者数）－(流出入院患者数))÷病床利用率

「療養病床の基準病床数」

((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別療養病床入院受療率の総和)－(介護施設・在宅医療等対応可能数)＋(流入入院患者数)－(流出入院患者数))÷病床利用率